

## 橋下「維新」許さない

労組事務所めぐるたたかい

上

大阪市役所労働組合と市労働組合総連合（いすれも全労連加盟）に対し、事務所の退去を一方的に命じた橋下徹大阪市長。両労組は「退去命令は違法だ」と提訴し、2014年9月大阪地裁はこれを認めの判決を出しました。ところが大阪高裁は今年6月、一審判決を覆す不当判決を出しました。両労組は最高裁に上告し、上告受理と公正な審理を求めてたたかっています。憲法をも無視して住民のくらしを切り捨てる橋下「維新」政治を終わらせて、住民の願いが届く当たり前の市政に変えるたたかいの一環でもあります。

（堤由紀子）

### 絶対負けられない

由は何もない。黙っているわけにはいかないんです

10月23日、朝8時。東京

都千代田区の最高裁判所前。次々と門の中に吸い込まれていく職員に、労働者がビラを配ります。

3回目となつた最高裁前

「市職員の組合事務所宣伝には、大阪から夜行の高速バスで18人が参加。

1、2回目はマイクロバスでした。それなのに橋下市長は、一方的に退去を命じました。私たちが出て行くべきでした。

「今日は行楽シーズン



「上告の受理と公正な審理を」と最高裁西門前で訴える市労組の田所委員長ら 10月23日

で、マイクロバスが借りられませんでした。そりや、体はきついですよ」というのは、大阪自治労連の荒田功委員長。「でも、絶対負けられません」

労使での協議をへて、両組合の事務所が市庁舎内に置かれるようになつたのは、06年のことでした。ところが11年12月に市長に就任した橋下氏は翌12年2月、市庁舎内に事務所をおく三つの労働組合に対し、市側が交渉に応じなかっただため、市労組・市労組連合で協議を行いました。そこで、市労組・市労組連合は12年3月14日、組合事務所使用不許可の取り消しを求めて大阪地裁に提訴。同

月29日、労働組合の弱体化をばかる支配介入の不当労働行為にあたるとして、大阪府労働委員会に救済申し立てをおこないました。月10日、大阪地裁は「不許可処分は違法」とし、市が起こした明け渡し訴訟は「権限の乱用だ」として棄却しました。

しかし今年6月、大阪高裁は一審判決を取り消し、あまり組合事務所の明け渡しなどを命じる不当判決を出したのです。判決は、市長就任直後の12年度の不許可処分について、「配慮を欠き、あまりにも性急であった」と違法と認めました。一方で13、14年度にかんしては、労組活動への便宜供与を禁じた労使関係条例は違法とまではいえないとして、労組側の主張を退けました。

憲法28条との具体化である労働組合法の上位に労使関係条例をおくとともに、不当労働行為があつたとしてもそれだけで違法とはいえない。きわめて不当な判決でした。

（つづく）